

新発田市開発指導要綱技術基準

平成29年3月31日 改訂

目 次

第1章 総則（第1条）	3
第2章 開発計画に関する基本事項（第2条～第5条）	3
第3章 道路に関する基準（第6条～第23条）	5
第4章 排水施設に関する基準（第24条～第27条）	13
第5章 公園等に関する基準（第28条～第29条）	14
第6章 給水施設に関する基準（第30条～第32条）	15
第7章 消防水利に関する基準（第33条～第34条）	15
第8章 公益的施設に関する基準（第35条～第39条）	16

新発田市開発指導要綱技術基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この技術基準は、新発田市開発指導要綱（平成4年新発田市告示第20号。以下「要綱」という。）に基づき必要な事項を定めるものとする。

第2章 開発計画に関する基本事項

(事前調査)

第2条 開発者（以下「事業者」という。）は、開発計画を立案する前に開発予定区域及びその周辺に関し、次の各号に掲げる事項について、事前に調査を行うものとする。また、この場合において、公共施設の交換、廃止、管理、帰属、利用及び排水処理等に関し、当該管理者と協議が成立するよう措置を講じておかななければならない。

(1) 基本的な事項

- ア 地形及び周辺土地利用状況の調査
- イ 地質、地盤調査及び土地調査
- ウ 気象、災害等自然条件の調査
- エ がけ面の保護等の防災施設の調査
- オ 保護文化財、埋蔵文化財等の調査
- カ 権利関係の調査

(2) 都市計画に関する事項

- ア 市街化区域と市街化調整区域との区域区分、用途地域及び地区計画並びに新発田市景観計画に基づく景観計画区域の調査
- イ 土地区画整理事業認可区域の調査
- ウ 予定建築物等に関する建築基準法（昭和25年法律第201号）における諸規定の調査

(3) 道路に関する事項

- ア 開発区域周辺道路の管理者、位置、幅員、形状及び利用状況等の調査
- イ 街路事業計画の調査
- ウ 開発区域外の接続道路の幅員、形状及び処理能力等の調査
- エ 周辺道路の改修計画等の調査

(4) 排水施設に関する事項

- ア 流末となる排水施設（河川、水路、側溝、下水路等）の管理者、位置、形状、規模及び能力等の調査
- イ 公共下水道計画、農業集落排水計画及び流末排水処理施設の改修計画等の調査
- ウ 公共下水道及び農業集落排水の処理区域、浄化槽整備地域、未処理区域（処理開始予定時期）並びに特例許可の可能性の調査

(5) 公共的施設に関する事項

- ア 教育施設、医療施設、官公庁、サービス施設等の位置及び規模の確認
- イ 電気、都市ガス等の整備状況及び供給能力の調査
- ウ バス、鉄道等輸送機関の利便性の調査

(6) 給水施設に関する事項

- ア 給水施設の位置、形状及び能力の調査
- イ 給水施設の給水位置、給水人口、給水量及び利用状況の調査

(7) 消防水利に関する事項

消防水利として指定されている施設（消火栓、防火水槽等）の位置及び能力の調査

(8) 関係法令に関する事項

ア) 調査関係

イ 建築基準法に基づく集団規定等の調査

ロ 道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路工事施行承認等の調査

ハ 下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく公共ますの設置許可等の調査

ニ 自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく特別地区、特別保護地区等の調査

ホ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農業振興地域等の調査

ヘ 農地法（昭和27年法律第229号）に基づく適用の調査

ト 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林指定地域等の調査

チ 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業計画区域等の調査

リ 砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定土地等の調査

ヌ 河川法（昭和39年法律第167号）に基づく河川区域、河川保全区域等の調査

ル 海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく海岸保全区域等の調査

ヲ 港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく港湾区域等の調査

ワ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地等の調査

カ 国有財産法（昭和23年法律第73号）に基づく道路法の適用がない道路（赤道）及び河川法の適用を受けない水路（青線）の位置、幅員、能力並びに利用状況等の調査

ヨ 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく指定区域等の調査

タ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第157号）に基づく警戒区域等の調査

レ 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく土壤の調査

ソ 振動規制法（昭和51年法律第64号）に基づく振動規制等の調査

ツ 消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防水利設置等の調査

ネ 電波法（昭和25年法律第131号）に基づく電波状況等の調査

ナ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）に基づく騒音規制等の調査

ラ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護地区等の調査

イ) 届出関係

イ 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく届出の有無

ロ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に基づく届出の有無

ハ 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく土地売買等の届出の有無

ニ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地譲渡等の届出の有無

ホ 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく届出の有無

ウ) その他

イ その他開発行為を行うにあたり、規制を受ける法律の調査及び新潟県並びに新潟田市が定めた条例、規則又は要綱等に関する調査及び届出

（開発区域）

第3条 開発区域は、道路、河川、水路等の公共施設その他の土地の範囲を明確にできる物理的形状をもって区域境界を定めるものとする。

2 開発区域に隣接して開発可能地がある場合は、できる限り当該隣接地を開発区域に含めるよう努めるものとする。

(用途)

第4条 開発区域内の土地について、都市計画法（昭和43年法律第100号）により用途が指定されている場合は、予定建築物の用途がこれに適合していなければならない。また、自己の業務用の施設（店舗、工場等）にあつては、良好な環境保全のための緑地等の設置に努めなければならない。

(住区、街区、画地の計画)

第5条 開発行為における土地利用は、住区を中心として次の各号に掲げる構成により、計画するものとする。ただし、開発規模が住区構成に満たない場合は、実情に応じて区域全体を機能的に計画するものとする。

(1) 住区

住区（居住者の各施設の利用、行政圏域及び各種コミュニケーションの成立により基本的な構成をいう。以下同じ。）は、街区（集合した画地の周りを道路で囲んだ区画をいう。以下同じ。）を単位とし、計画人口密度を定め適正な規模の道路、公園、排水施設等の公共施設及び公益的施設を配置し、良好な住環境を構成するものとする。

(2) 街区の構成

ア 街区は、整形となるように計画し、住区の状況、予定建築物の用途、方位及び開発規模並びに配置を考慮し計画するものとする。

イ 街区の規模は、次の表を基本とする。また南北方向の街区の長さは、東西方向の街区の長さ比べて小さくするものとする。

用途街区の規模

区 分	住居又はこれに準ずる	商業又はこれに準ずる	工業又はこれに準ずる
長 辺	150m以下		180m以下
短 辺	40m以下	50m以下	

(3) 画地の構成

ア 画地（1単位の建築敷地であり、建築物と密接な関係にあるものをいう。以下同じ。）は、整形となるように計画し、2画地を配列し、街区を構成するものとする。

イ 分譲住宅（戸建て住宅）の1画地の面積は、居住者の経済力、家族構成及び生活様式等を勘案し、良好な住環境を確保しなければならない。

第3章 道路に関する基準

(道路計画)

第6条 道路は、都市計画法において定められた道路及び開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ開発区域内外にある道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続して、これらの道路の機能が有効に発揮されるように設計しなければならない。特に宅地分譲等を目的とした事業にあつては、発生交通量及び交通施設等の交通計画を勘案して、道路の区分を次の各号に掲げるところにより定めなければならない。また、規格については、次の表によるものとし、設計及び構造は道路構造令（昭和45年政令第320号）に準拠しなければならない。

道路の区分と区画

種 別	規格（道路構造令による）
一般区画道路	第4種4級
主要区画道路	第4種3級
幹線道路	第4種2級

- (1) 一般区画道路
開発区域の区画構成の基本となり、専ら個々の画地への出入りを主目的とする道路で、その画地に関係のない通過交通を排除した道路をいう。
- (2) 主要区画道路
開発区域内の道路の骨格となり、区域外からの交通を区域内に導入し、各区域内相互の連絡を担う道路をいい、幹線道路又は一般区画道路の機能も有しているものをいう。
- (3) 幹線道路
自動車発生交通量が特に著しく、開発区域外への集約的な役割を有する道路をいう。
- (4) 自転車歩行者専用道路
専ら自転車及び歩行者の交通の用に供する道路をいい、その幅員は開発規模及び内容を勘案して定めるものとする。ただし、この道路は予定建築物の敷地が接する必要がある道路には含まない。
- (5) 接続道路
主要区画道路が接続すべき開発区域外の道路をいう。

(開発区域内の道路幅員)

第7条 開発区域内の道路の幅員は、次の表に掲げるものを標準とする。ただし、小区間で通行上支障がないと市長が認める場合（道路の延長が街区の短辺の長さ以内であり、かつその利用が概ね当該道路に面する敷地の居住者に限られるものをいう。）は、都市計画法施行令第25条第2号本文の規定を準用することができる。

開発規模に係る開発区域内における道路の幅員

用途区分	規模 道路	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	
		0.1ha	~1.0ha	1.0ha	~5.0ha	5.0ha	~10.0ha	10.0ha	
住 宅	一般区画道路	6.0m~9.0m							
	主要区画道路			9.0m		12.0m			
	幹線道路							12.0m以上	
工 場	一般区画道路	9.0m							
	主要区画道路					12.0m			
	幹線道路							12.0m以上	

(道路幅員の構成)

第8条 道路の幅員は、図1のとおり道路敷までとする。ただし、車両通行上支障のある部分については、幅員に含まないことがある。

- 2 幅員構成は、図2をもって標準とする。ただし、土地利用計画の状況により変更する場合もある。なお、幅員16mを超える道路及び16m以下であっても都市計画に定められた道路にあつては、別途市長と協議することとする。

図1 道路の幅員

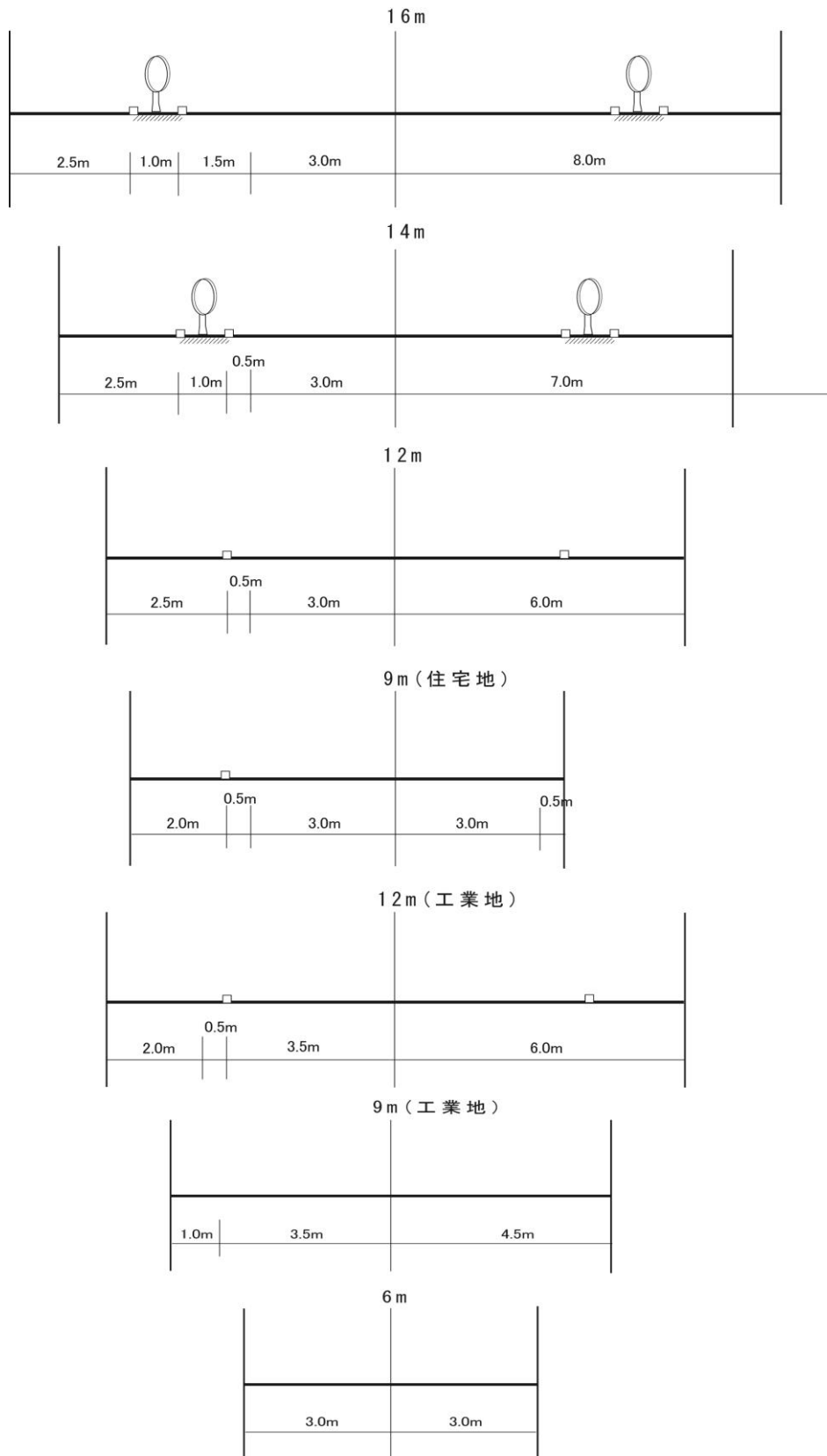
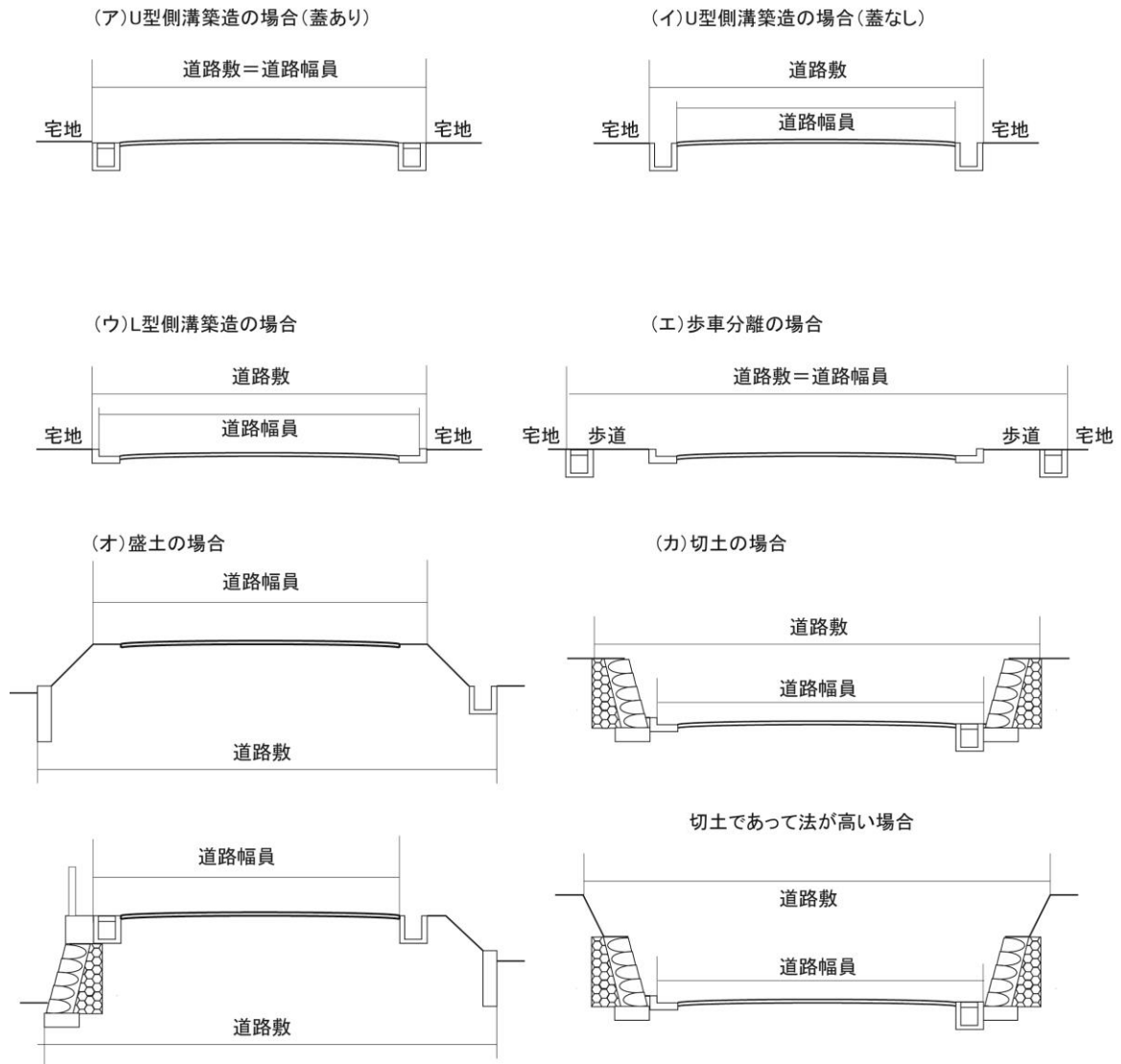


図2 道路の幅員構成



(接続道路)

第9条 開発区域内に新たに道路を築造する場合、開発区域内の主要な道路は、次の表に規定する幅員以上の道路に接続していなければならない。

接続道路の幅員構成

区分	開発区域 0.1ha 以上
住宅用の開発	6.5 m
その他の開発	9.0 m

- 2 前項の規定を満たさない場合は、開発区域から幅員を満足する道路までの間、接続する道路を前項で規定する幅員まで拡幅すること。ただし、通行の安全上支障がない及び消防自動車等緊急車両の通行に支障がないと認められる場合、開発区域内の間みの拡幅とすることができる。拡幅方法については、周囲の地形、土地利用状況等から判断し、両側又は片側拡幅とする。
- 3 開発区域内に新たに道路を築造しない場合は、開発区域の規模及び予定建築物の用途、規模等を考慮して、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる場合については、次の各号に適合する道路に接続するものとする。
 - (1) 従前より当該開発区域が接する道路であること。
 - (2) 幅員は4.0 m以上であること。

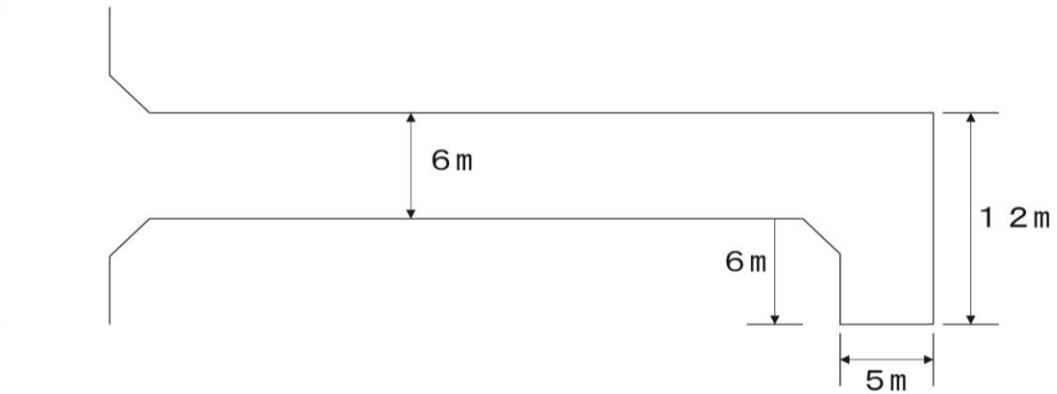
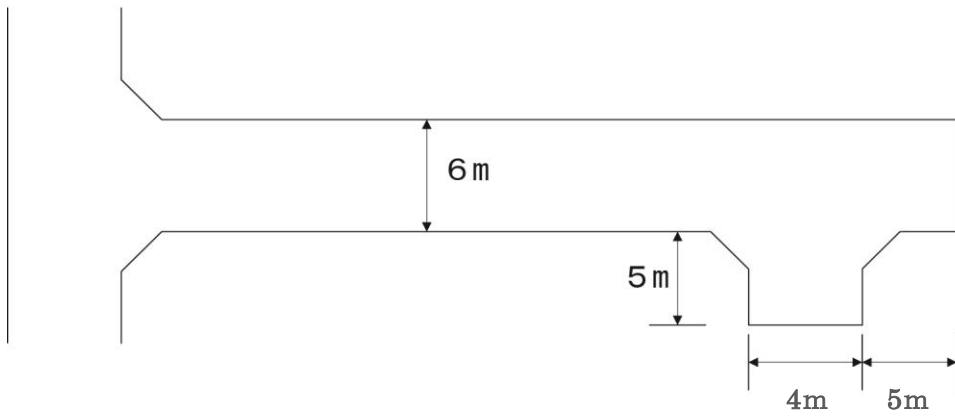
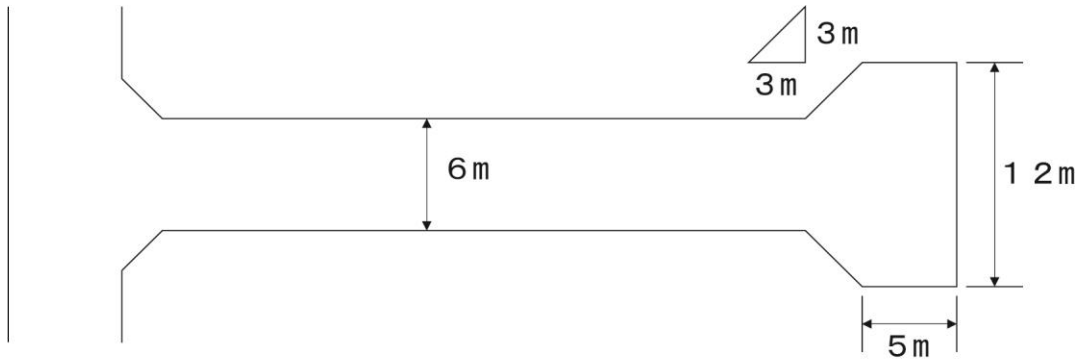
- 4 既存の道路に接続するために新たに道路を築造（旗竿形状）する場合は、当該道路を開発区域に含み、その幅員については開発区域内の主要な道路の幅員と同じにしなければならない。ただし、開発区域内に道路を設けることによって通り抜けが可能となる場合で車両の通行に支障がないものについては、第1項の表を適用する。

（袋小路の制限）

第10条 道路は、原則として袋小路は認めない。ただし、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、図3の道路形態とし、袋小路とすることができる。

- (1) 当該道路の延長若しくは当該道路と他の道路との接続が予定されている場合で、避難上支障がないもの。
- (2) 当該道路の延長が35m以下及び宅地の区画が2区画以下であり、かつ周辺の車両の通行に支障がないもの。

図3 袋小路における主な道路形態



(平面交差点)

第11条 平面交差点の脚、交角及び形状は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 道路の交差は直角に近い角度とし、交差脚数は4以下とする。
- (2) 交差点は平坦にし、十分な距離をとるものとする。
- (3) 交差点には、右左折交通の円滑化と見通しのため、隅切りを設けること。

2 平面交差点の見通し及び隅切りは、次の表に掲げる基準以上とする。

平面交差点の見通し及び隅切り長の基準

区 分	16 m以上	12 m以上 16 m未満	9 m以上 12 m未満	6 m以上 9 m未満
16 m以上	5 m			
12 m以上16 m未満				
9 m以上12 m未満	5 m		3 m	
6 m以上9 m未満	5 m		3 m	

3 やむを得ず前項の規定によらない場合は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 歩道のない道路が同一平面で交差し若しくは接続する箇所又は曲がり角は、第2項の表に掲げる隅切りを設けるものとし、交角が60°以下の場合は1m加算し、120°以上の場合は1m減ずる。なお、16mを超える道路と交差し又は都市計画道路として決定されているときは市長の指示によるものとする。
- (2) 歩道のある道路が同一平面で交差し若しくは接続する箇所又は曲がり角において、交差又は接続する道路の一方が歩道を有する場合における隅切りについては、車道幅員、歩道幅員、自動車の軌跡等を考慮し形状を定めるものとする。
- (3) 開発区域の辺縁部に道路を配置する場合は、開発区域外において隅切りをとるよう考慮するものとする。やむをえず片側隅切りとする場合は、第2項の表中3mを5mに5mを8mにそれぞれ読み替える。

4 前2項の規定に基づく交差点は、当該地点で一旦停止した車両が安全かつ円滑に交差点を通過できるよう十分な見通しを確保しなければならない。

(横断勾配)

第12条 車道及び車道に接続する路肩には、片勾配を設ける場合を除き、路面の種類に応じ次の表を基準として、横断勾配を設けるものとする。ただし、6m未満の道路で片側勾配(片勾配)の場合は2%とする。

道路の横断勾配

路面種別	横断勾配
アスファルト・コンクリート舗装	1.5%~2.0%
砂利道	3.0%~5.0%
歩道	1.0%~2.0%

(縦断勾配)

第13条 道路の縦断勾配は、地形の形状、交通量等を勘案して定めるものとし、道路種別により次の表の基準以下としなければならない。ただし、地形等によりやむを得ないと認められるときは、小区間に限り12%以下とすることができる。

道路の縦断勾配

区 分	縦断勾配
一般区画道路	9%以下
主要区画道路	
幹線道路	6%以下

(舗装)

第14条 車道及び路側帯の舗装は、原則としてアスファルト舗装とし、舗装断面構造は、最新の「舗装マニュアル（新潟県）」等により決定するものとする。

- 2 曲線部坂路中の交差点、急坂路や歩行者の多い横断歩道の前には、滑り止めの舗装をするものとする。
- 3 車道に接する路肩、自転車道及び歩道等は、舗装するものとする。なお、歩道をアスファルト舗装する場合は、透水性アスファルト舗装を検討すること。
- 4 交通量の区分は、次の表を基本とするが、市長が特に必要と認めたときは、別途指示によるものとする。

交通量の区分と道路種別

交通量の区分 【大型車両交通量（台／日・一方向）】	種 別		
100未満	一般 区画道路		
100以上～250未満		主要 区画道路	
250以上～1,000未満			幹線道路
1,000以上～3,000未満			

- 5 歩道舗装の構造についても「舗装マニュアル（新潟県）」等により決定するものとする。
(品質管理及び中間検査)

第15条 舗装断面の決定にあたっては、土質試験結果等を提出し、事前に協議するものとする。

- 2 施工にあたっては、路盤完了後に市の検査を受け、合格後に次の工程に着手すること。
(歩道)

第16条 開発区域内の幅員9m以上の道路は、歩車道を縁石等により分離し、歩道は原則としてフラット型若しくはセミフラット型とすること。

- 2 歩道幅員は、2.0m以上、自転車歩行者道の場合は、3.0m以上とし、新潟県福祉のまちづくり条例（平成8年新潟県条例第9号）に準拠すること。
(歩道内乗り入れ)

第17条 歩道内への乗り入れ道路の構造については、交通量及び車両条件を考慮して決定するものとする。

(排水施設等)

第18条 道路には、雨水等を有効に排水するため必要な側溝、街渠、その他適当な施設が設けられていること。

(橋梁)

第19条 開発道路にかかる橋梁は、25t以上の荷重に耐えられるものとする。

- 2 構造等は個別協議により決定するものとする。
(道路占用)

第20条 道路を占用する場合、占用位置及び構造について、道路法第32条に基づき道路管理者の許可を得なければならない。

- 2 新発田市道については、道路法第32条のほかに新発田市道路占用料条例施行規則（昭和60年新発田市規則第14号）に基づく新発田市道路占用許可基準、工事施行の方法等によるものとする。
(地下埋設物)

第21条 道路埋設物については、関係機関と協議し位置等を決定するものとする。

(電柱等)

第22条 電柱の新設又は全面的立て替え等の場合は道路内に設置してはならない。

- 2 前項の規定に基づく設置場所は、建物の出入口及び非常口の出入を妨げない位置としなければならない。

(移設等)

第23条 開発行為に伴い発生する占用物の移設等については、開発行為の工事完了検査前に工事を完了させておかなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

第4章 排水施設に関する基準

(排水計画)

第24条 開発区域内の排水施設の計画にあたっては、次の各号に掲げる要件を満たすものとしなければならない。

- (1) 開発区域から生ずる排水を処理するための排水施設は、排水可能な地点まで開発者の負担で整備しなければならない。
- (2) 排水は原則として、公共の排水施設に接続させるものとし、当該施設の管理者及び権利者の同意を得なければならない。
- (3) 放流先の排水施設の能力が不足している場合は、開発区域内はもとより周辺地域に溢水などの被害を起こさないよう、必要な調整能力を有する施設等を設置しなければならない。

(雨水排水)

第25条 雨水排水は、原則として、接続させる排水施設の管理者と協議するものとし、計画雨水量は、新発田市流域関連公共下水道基本計画「雨水計画」に準拠した次の式によるものとする。なお、当市の公共下水道は分流式であることから、当該下水道(汚水)に接続してはならない。

ア 計画雨水量(Q)

計画雨水量については、開発面積にかかわらず、合理式により算出するものとする。

$$Q = (1/360) \times C \times I \times A$$

記号凡例 Q: 計画雨水量 (m³/sec)

C: 流出係数

I: 降雨強度 (mm/hr)

A: 排水面積 (ha)

イ 流出係数(C)

流出係数については、次の表1のとおりとする。なお、下水道基本計画の策定されている地域においては、表2の用途別流出係数のとおりとする。

表1 工種別流出係数

地域	流出係数(C)
屋根	0.85~0.95
道路	0.80~0.90
その他の不透明	0.75~0.85
水面	1.00
間地	0.10~0.30
芝・樹木の多い公園	0.20~0.40
勾配の緩い山地	0.20~0.40
勾配の急な山地	0.40~0.60

表2 用途別流出係数

用途	流出係数(C)
敷地内に間地が非常に少ない商業施設や類似の住宅地域	0.80
浸透面の野外作業場などの間地を若干持つ工場地域や庭が若干ある住宅地域	0.65

住宅公団、団地などの中層住宅や1戸建住宅の多い地域	0.50
庭園を多く持つ高級住宅地域や、畑地などが割合残る郊外地域	0.35

ウ 降雨強度 (I)

降雨は、新発田市流域関連公共下水道基本計画「雨水計画」に基づき、7年確立の降雨強度式(タルボット式)を用いるものとする。

$$I = 3525 / (t + 28)$$

記号凡例 t : 降雨継続時間 (min)

エ 降雨継続時間 (t)

降雨継続時間は、接続させる排水施設へ排水が流入する時間と管路内を流れる流下時間を加えたものとする。流入時間は7分とし、流下時間は管路延長を流速で除して求める。

$$t = 7 + L / 60V$$

記号凡例 t : 到達時間 (min)

7 : 流入時間 (min)

V : 流速 (m/sec)

L : 管路延長 (m)

(道路側溝)

第26条 道路側溝、集水ますは次の各号の基準及び新潟県土木部発行の標準設計図集により設置するものとする。

- (1) 道路側溝は、L型、U型ともに鉄筋コンクリート製とし、原則として2.5 t 荷重に耐える構造のものとする。
- (2) 排水勾配は、計画流速0.8 m/sec 以上となるように定めるものとする。なお、U300型では概ね0.3%以上必要となる。
- (3) 既製品側溝は、内径を250 mm以上とし、蓋を設置する場合は鉄筋コンクリート製品を使用し、原則として片側に手がかりが付いたものとする。また10 mに1箇所以上の割合でグレーチング製蓋等を設置するものとする。
- (4) 現場打側溝は、内径を300 mm以上とし、 $\sigma_{ck} = 18 \text{ N/mm}^2$ 以上のコンクリートを使用し、現場打側溝蓋は、 $\sigma_{ck} = 24 \text{ N/mm}^2$ とする。
- (5) 側溝の折曲部及び構造の異なる側溝の接続部にはコンクリートで補強すること。
- (6) 側溝の合流部には集水ますを設けるものとし、その構造は内径450 mm以上とすること。また、蓋はグレーチング製品等とすること。
- (7) L型側溝を使用する場合は、10 mに1箇所以上の割合で、街渠及び集水ますを設置すること。ただし、水利計算書により必要間隔が定まる場合は、この限りでない。

(下水道)

第27条 下水道に関する基準は下水道施設設計指針に準拠するものとし、計画内容について担当課と協議すること。

第5章 公園等に関する基準

(公園等の配置)

第28条 公園等の位置については、利用者の利便、災害防止及び避難活動を考慮した適切な位置に計画するものとし、低湿地、高圧線、その他利用に障害若しくは危険となる場所又はそれに隣接する場所は避けるものとし、原則として2面以上道路に接していなければならない。

- 2 公園の用地は、広場、遊戯施設が有効に発揮でき、かつ有効に利用できる形状としなければならない。

(公園等の整備基準)

ア 常時貯水量40 m³以上、又は取水能力が1 m³/min 以上かつ40分以上連続給水が可能であること。

イ 消火栓は、呼称65 mmの口径のものであること。接続する水道管については、直径150 mm以上に取付けられていること。ただし、管網の一边が180 m以下となるよう配管されているときは75 mm以上の水道管でよい。

(3) 消防水利の配置

市街地の防火対象物から一つの消防水利に至る距離が次の表の基準以下となるよう配置すること。また、消火栓のみに偏ることのないよう考慮すること。

消防水利の距離基準

区 域		年間平均風速 4 (m/s) 未満	年間平均風速 4 (m/s) 以上	
都市計画区域	市街化区域	近隣商業地域	100 m	
		商業地域		80 m
		工業地域		
	その他の用途地域	120 m	100 m	
市街化調整区域				
都市計画区域外		140 m		

(4) 消防水利の構造

ア 地盤面からの落差が4.5 m以下であること。

イ 取水部分の水深が0.5 m以下であること。

ウ 消防ポンプ自動車容易に活動できること。

エ 吸管投入孔のある場合は、その一边が60 cm以上又は直径が60 cm以上であること。

第8章 公益的施設に関する基準

(ごみステーション)

第35条 開発区域内の計画戸数が25戸から30戸に1箇所の割合で、ごみ集積所を配置し、1箇所当たり3 m² (2 m×1.5 m) を標準とする。ただし、自治会との協議によりごみ集積所を必要としたときは30戸以下でも設置しなければならない。また、ごみステーションには次の各号の施設を配置することとする。

(1) 出し入れ口の部分以外は、ブロック塀等で囲み、床面をコンクリート等で舗装すること。

(2) 衛生的に維持管理できること。

2 開発区域内に既設のごみステーションがある場合はそのごみステーションを移設することなく利用するよう努めること。なお、既設のごみステーションが野ざらし等の場合は前条の規定を準用する。

(集会場)

第36条 開発面積が5 ha 以上の場合、又は市長が必要と認めた場合は、集会場用地を確保し、市に無償で提供するよう努めること。この場合、確保する面積は開発区域の面積により次の表を標準とする。

開発面積による集会場の規模

開発面積	集会場用地の規模
5 ha 以上10 ha 未満	200 m ²
10 ha 以上20 ha 未満	400 m ²
20 ha 以上30 ha 未満	800 m ²

30ha 以上50ha 未満	1, 200㎡
50ha 以上	2, 000㎡

2 集会場の位置は、公園に接するよう努めること。

(保育所等)

第37条 開発区域内の計画戸数が500戸以上である場合、保育所等が必要となる場合があるため、用地確保について協議すること。

(小学校等)

第38条 開発区域内の計画戸数が1,000戸以上である場合、前条に定めるほか小学校の用地確保について協議すること。

(交通安全施設等)

第39条 道路の通行の安全上必要と認められるときは、次の各号に基づき当該道路に区画線、防護柵、交通安全標識、カーブミラー、街路照明等を設置しなければならない。

- (1) 区画線、防護柵、交通安全標識及びカーブミラーについては、市長が交通安全上又は保安上必要と認めたときは設置しなければならない。
- (2) 防犯灯は、20W程度のLED照明とし、交差点50m程度毎に1箇所を標準として設置しなければならない。ただし、街区の形状又は他の道路照明等により照度が確保されている場合で、市長が認めたときは、この限りでない。

附 則

この基準は、平成29年3月31日から施行し、改正前の新発田市開発指導要綱技術基準に基づき協議中のもの若しくは協議済みのものについては、なお従前の例による。